

問は問い合わせ先です

もしものときも…老後の生活も…国民年金は頼りになる

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、社会全体で支える世代間扶養の仕組みに基づいてい

国民年金保険料の納め忘れがあると、老齢基礎年金が減額され

地域で自主的にひろく健康教室・健康相談会の講師・相談医を紹介し

宮城県保険医協会は、開業保険医を中心とする医師・歯科医師約

1,700余名で構成する団体で、県民の健康確保と医療の充実・向

上を目指す活動をしています。協会では町内会、婦人会、老人

の皆さんが開催する健康教室・健康相談会に講師や相談医を紹介し

各団体・サークルで健康教室・健康相談会の開催をご計画の際に

問い合わせ・連絡先 仙台市青葉区本町2-16-3 (小

宮城県保険医協会・事務局 022-265-1667 022-265-0576

平成18年度国民年金保険料は、1ヵ月13,860円となります

手続きに必要なもの ①印鑑(認め印) ②年金手帳 ③学生証または、新学年の在学証

平成18年度の国民年金に加入し、学生・収入の多い学生の方、また働いていて途中から

固定資産縦覧帳簿の縦覧と課税台帳(名寄帳)の縦覧を行います

固定資産縦覧帳簿の縦覧(無料)

平成18年度の固定資産税に係る土地・家屋の所在、地番、地目、

縦覧期間・時間

4月3日(月)～5月31日(水)、午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方

固定資産税の納税者および納税者から委任された方(税額が発生

縦覧場所

市庁舎1階税務課固定資産税係課税台帳を閲覧し、所有資産の課税内容を確認できます。

閲覧できる方

- ① 固定資産の所有者・納税義務者
- ② ①の方と同居している親族の方
- ③ ①の方からの委任状を持参した方
- ④ 納税管理人
- ⑤ 法人からの委任状を持参した方
- ⑥ 貸借権・地上権などの権利者の方
- ⑦ 借地借家人
- ⑧ 資産の処分権を持つ方
- ※⑥⑦⑧の方は、権利を確認できる書類が必要です。
- 手数料 1件200円(ただし①～⑤の方が、4月3日～5月31日の間に行う閲覧は無料です)

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM(ダイレクトメール)

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

「貸します詐欺」に「ご注意ください」

春の交通安全県民総ぐるみ運動が始まります！

実施期間

平成18年4月6日(木)から4月15日(土)まで

運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の重点

① 自転車の安全利用の推進

② シートベルトとチャイルドシート

③ 飲酒運転の根絶

市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

「高齢者交通事故防止モデル地区」を指定

市内では、平成15年から平成17

年までの3年間で10件の死亡事故

が起きており、この中でも特に、

65歳以上の高齢者の事故が多発し

ています。

このような状態に歯止めをかける

ため、白石警察署では旧町内

(26地区) および城南・上久保地

区を平成18年における「高齢者交

通事故防止モデル地区」に指定し、

年間を通じて関係機関、団体が協

力して高齢者の交通事故防止対策

に積極的に取り組みます。

詳しくは、白石警察署または市

庁舎1階の生活環境課までお問い合わせ

させていただきます。

白石警察署 025-2138 生活環境課 022-1314

知っていますか？裁判員制度

裁判員制度は、国民の皆さんが裁判員として、国民の関心の高い重大な刑事事件の裁判に参加し、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める制度で、平成21年5月までにスタートします。

裁判員制度が導入されることで、刑事裁判の場に、法律の専門家ではない皆さんの感覚が反映され、その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まるこ

裁判員制度を皆様に理解していただくため、仙台地方検察庁では、さまざまな活動を行っています。

出張説明会(出張講演)

裁判員制度についての無料説明会を行っています。学校、企業や地域団体など、皆様からの申し込みをお待ちしています。

広報ビデオの貸し出し

法務省制作の広報ビデオ「裁判員制度」もしもあなたが選ばれたら」を無料で貸し出しています。

パンフレットの配布

裁判員制度について、Q&A形式で分かりやすく掲載したパンフレットを、市役所・公民館・図書館の窓口などで配布していますので、ぜひご覧ください。

仙台地方検察庁 企画調査課 022-222-1448

くらしのしるし

Do you know? 知ってる？

「クーリング・オフ」の契約解除の手段

待ちに待った春ですね。桜の便りも、もうすぐです。しかし、心浮かれています。いられませ

ん。暖かくなると悪質業者も訪問しやすくなり、トラブルが多

くなります。

例えば、欲しくもない商品の購入や、断りきれず契約したな

どという相談があります。

そのような後悔をしないため

に、「クーリング・オフ」という

制度があります。この制度を

使えば、損害賠償や違約金を支

払わずに契約を解除することが

できます。

「クーリング・オフができる条件

①クーリング・オフの対象の契

約であること

自宅や職場に販売員が来て契

約した(訪問販売)、突然の電

話セールスで契約した(電話勧

誘)、マルチ商法による契約

(連鎖販売取引)、エステやパソ

コン教室など、長期に何かをし

てもらい(役務)、それに対し

てお金を支払い続ける契約(特

定継続的役務提供)、内職・モ

ニター商法による契約(業務提

供誘引販売取引)などが、クー

リング・オフの対象です。た

②契約した商品やサービスが法律で指定された契約であること 政令で定められた「指定商品」「指定権利」「指定役務」であること。ただし、指定商品であっても、化粧品や健康食品などの消耗品は、開封したり、一部を使用したりするとクーリング・オフができない場合があります。

③書面を受け取った日から、定められた日数以内であること 訪問販売、電話勧誘、特定継続的役務提供は8日以内、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日以内です。しかし、業者から受け取った契約書面に不備があった場合は、その日が過ぎても可能です。書面にきちんと記載があるか確認しましょう。

また、業者がクーリング・オフを妨害した場合も、クーリング・オフ期間が過ぎてても可能な場合があります。

④現金払いの場合、3,000円以上であること 現金払いの場合、3,000円未満はクーリング・オフはできません。

分からないときは、お気軽に消費生活相談室にご相談ください。